

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 31 年 1 月 23 日 答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800416号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800042号

## 第1 結論

昭和46年4月から昭和47年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年4月から昭和47年3月まで

国民年金の加入について、毎年、加入勧奨のはがきを送られてきたので、私が38歳の時に妻の分と一緒に加入手続を行ったと思うが、手続内容等ははっきり覚えていない。

国民年金保険料の納付については、加入後すぐに、私がA県B市内にあるC郵便局において、加入前の期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を納付書に現金を添えて一括納付し、その後は、同郵便局で夫婦二人分の保険料を毎月納付した。

しかし、年金記録を見ると、請求期間について、一緒に納付した妻の納付記録だけが保険料納付済期間となっており、私の納付記録は未納となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、自身と妻の分を一緒に国民年金の加入手続及び保険料納付を行った旨陳述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月11日にB市において夫婦連番で払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、同年6月頃に行われたものと推認でき、当該時点において請求期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

また、請求者とその妻に係るオンライン記録及び国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、前述の加入手続時期(昭和47年6月)において実施されていた第1回特例納付制度を利用して、老齢基礎年金の受給資格が得られるように、請求者が国民年金保険料の納付を開始したことがうかがえ、請求者が一緒に保険料を納付したとする請求者の妻については、請求期間の国民年金保険料が納付済みとなっている。

さらに、請求者に係る請求期間前後の期間の国民年金保険料が納付済みであることを踏まえると、12か月と短期間である請求期間の国民年金保険料が納付されていたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800368号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800103号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①のうち、平成7年5月1日から平成28年1月1日までの期間の標準報酬月額を別表の1のとおり訂正することが必要である。  
平成7年5月から平成27年12月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。  
事業主は、請求者に係る平成7年5月から平成27年12月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における請求期間①のうち、平成7年10月1日から平成8年9月1日までの期間、同年10月1日から平成9年9月1日までの期間、平成12年10月1日から平成13年1月1日までの期間及び平成22年9月1日から平成27年9月1日までの期間の標準報酬月額を別表の2のとおり訂正することが必要である。  
平成7年10月から平成8年8月までの期間、同年10月から平成9年8月までの期間、平成12年10月から同年12月までの期間及び平成22年9月から平成27年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額(上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 3 請求者のA社における標準賞与額を平成16年7月31日は24万7,000円、平成17年8月31日は30万円、平成19年7月31日は3万9,000円及び同年12月15日は2万9,000円に訂正することが必要である。  
平成16年7月31日、平成17年8月31日、平成19年7月31日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。  
事業主が、請求者に係る平成16年7月31日、平成17年8月31日、平成19年7月31日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。
- 4 請求者のA社における標準賞与額を平成16年7月31日、平成19年7月31日及び同年12月15日は30万円に訂正することが必要である。  
平成16年7月31日、平成19年7月31日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額(上記第1の3の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)として記録することが必要である。
- 5 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等  
氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

## 2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成7年5月1日から平成28年4月1日まで  
② 平成16年7月  
③ 平成17年8月  
④ 平成19年7月  
⑤ 平成19年12月

厚生年金保険の記録によると、請求期間①について、A社に勤務した期間のうち、当該期間に係る標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低く記録されており、保険料控除額も相違がある。また、請求期間②から⑤までの各期間について、賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていたが、当該賞与の記録がない。

給料支払明細書を提出するので、調査の上、各請求期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成7年5月1日から平成28年1月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間①に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成7年5月1日から平成28年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表の1のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①のうち、平成7年5月1日から平成28年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当時の資料の保管はなく、不明である旨回答しているものの、年金事務所が保管する平成17年から平成27年までに係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された請求者の報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっている上、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、オンライン記録どおりの報酬月額が事業主から届出され、その結果、社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）は、請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者は、請求期間①の標準報酬月額の記録について、保険給付の計算の基礎となるか否かにかかわらず、標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合う額に訂正することを求めているところ、請求期間①のうち、平成7年10月1日から平成8年9月1日までの期間、同年10月1日から平成9年9月1日までの期間、平成12年10月1日から平成13年1月1日までの期間及び平成22年9月1日から平成27年9月1日までの期間の標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者が、当該各期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間において、上記第3の1の厚生年金特例法により訂正さ

れる標準報酬月額よりも高い報酬月額の支払を受けていたことが認められる。

したがって、平成7年10月1日から平成8年9月1日までの期間、同年10月1日から平成9年9月1日までの期間、平成12年10月1日から平成13年1月1日までの期間及び平成22年9月1日から平成27年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額から、別表の2のとおりとすることが妥当である。

ただし、訂正後の標準報酬月額（上記第3の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①のうち、平成28年1月1日から同年4月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額よりも低い額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、当該期間に係る標準報酬月額については、同法による記録の訂正を認めることはできない。

- 4 請求期間②から⑤までの各期間について、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者が、当該各期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間②から⑤までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から⑤までの各期間に係る標準賞与額については、前述の給料支払明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は24万7,000円、請求期間③は30万円、請求期間④は3万9,000円及び請求期間⑤は2万9,000円とすることが妥当である。

また、請求期間②から⑤までの各期間に係る標準賞与額の支給日については、請求者のオンライン記録における当該各期間前後の賞与支払日から、請求期間②は平成16年7月31日、請求期間③は平成17年8月31日、請求期間④は平成19年7月31日及び請求期間⑤は平成19年12月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当時の資料の保管はなく、不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 5 請求者は、請求期間②から⑤までの各期間に係る標準賞与額の記録について、保険給付の計算の基礎となるか否かにかかわらず、標準賞与額の記録を実際の支給額に見合う額に訂正することを求めているところ、請求期間②、④及び⑤に係る標準賞与額については、請求者から提出された給料支払明細書により、上記第3の4の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額よりも高い額の賞与の支払を受けていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間②、④及び⑤に係る標準賞与額については、前述の給料支払明細書の賞与額から、それぞれ30万円に訂正することが妥当である。

ただし、訂正後の標準賞与額（上記第3の4の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額

を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800368号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800103号

## 1 【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成7年5月から平成8年8月まで	17万円	15万円
平成8年9月	24万円	
平成8年10月から平成9年6月まで		16万円
平成9年7月及び同年8月		18万円
平成9年9月	26万円	
平成9年10月から平成10年9月まで	28万円	19万円
平成10年10月から平成11年9月まで	30万円	
平成11年10月から平成12年12月まで	32万円	20万円
平成13年1月から平成14年9月まで	34万円	
平成14年10月から平成15年8月まで	36万円	22万円
平成15年9月から平成16年4月まで	34万円	
平成16年5月から平成17年8月まで	38万円	
平成17年9月から平成22年8月まで	36万円	
平成22年9月から平成25年8月まで	34万円	
平成25年9月から平成26年12月まで	32万円	
平成27年1月から同年8月まで	30万円	
平成27年9月から同年12月まで		

## 2 【厚生年金保険法(第75条本文)による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成7年10月から平成8年8月まで	24万円	15万円
平成8年10月から平成9年6月まで	26万円	16万円
平成9年7月及び同年8月		18万円
平成12年10月から同年12月まで	34万円	20万円
平成22年9月から平成27年8月まで	36万円	22万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800417号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800043号

## 第1 結論

昭和45年\*月から昭和56年3月までの請求期間及び平成13年4月から平成14年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和45年\*月から昭和56年3月まで  
② 平成13年4月から平成14年5月まで

母親が、昭和55年6月にA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行い、請求期間①に係る国民年金保険料をまとめて納付した。

また、請求期間②については、次姉が平成16年7月2日に金融機関で国民年金保険料をまとめて納付した。

しかし、国民年金の記録では、請求期間①及び②の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、それらを行ってくれたとする母親は、既に他界しており証言を得ることができないことから、国民年金の加入手続の状況及び請求期間の国民年金保険料の納付状況が不明であること、ii) 請求期間①については、請求者の国民年金の加入手続時点において、当該期間のほとんどの国民年金保険料は、過年度納付及び第3回特例納付により納付するほかないが、制度上、それらの方法による保険料納付は市の区役所では取り扱うことはできないこと、iii) 請求期間②については、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の機械化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難いこと等から、既に平成27年9月10日付けで、年金記録の訂正をしないこととするC厚生局長の決定(以下「当初の決定」という。)が通知されている。

これに対し、請求者は、「請求期間①は母親が、請求期間②は次姉が、それぞれ国民年金保険料を間違いなく納付していた。」旨主張して、再度訂正請求を行っている。

しかしながら、請求期間①については、請求者から当該期間に係る国民年金保険料の納付を裏付ける新たな資料等の提出はなく、請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

また、請求期間②については、請求者は今回、請求期間②後の国民年金保険料に係る納付書・領収(納付受託)証書(以下「領収証書」という。)8か月分を提出しており、次姉がそれら領収証書の領収日付印と同じ平成16年7月2日に金融機関において請求期間②に係る国民年金保険料を納付した旨主張しているが、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は2年とされていることから、請求者の次姉が納付した

とする平成 16 年 7 月 2 日時点において、当該期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、請求者は請求期間②の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、請求者の次姉から当該期間に係る国民年金保険料の納付を裏付ける証言を得ることができないことから、請求者から提出された領収証書及び請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほか、請求者の請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。